

特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター 事業スタッフ規程

(趣 旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター（以下「法人」という。）が実施する事業にかかわるスタッフについて、必要な事項を定めるものとする。

(根 拠)

第2条 各活動運営のため、事業スタッフ（以下「スタッフ」という）を置くことができる。

(目 的)

第3条 スタッフの業務は、次の事項を行うことを目的とする。

- (1)定款第5条に定める事項
- (2)その他理事が必要と認めた事項

(定 義)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)事業スタッフ……法人の正会員で、法人が受託した事業及び自主的に実施する事業に従事する者をいう。必要に応じて会員外のスタッフを置くことができる。
- (2)事業コーディネーター……事業スタッフの中で、中心となって事業のコーディネート業務を中心になって行う者をいう。
- (3)統括コーディネーター……事業コーディネーターの中で、事業全体を統括する行う者をいう。事業全体の企画立案、マネジメント、人員配置、予算管理、クライアントとの連絡調整、スタッフ打ち合わせの設定なども行う。

(任 命)

第5条 事業スタッフは、事業ごとに理事長が委嘱する。

- 2 1事業につき1名以上、統括コーディネーターを置く。
- 3 事業コーディネーター及び統括コーディネーターの選任は、理事長が任命する。
- 4 会員外の事業スタッフを置く場合は統括コーディネーターが任命し、すみやかに理事長に報告をする。

(職 務)

第6条 統括コーディネーターは、事業経過状況を随時、理事会に報告しなければならない。事業終了時も同様とする。

(遵守事項)

第7条 事業スタッフは、事業遂行のため、次の事項を守らなければならない。

- ① 法人の名誉を害し、信用を傷つける行為をしないこと

- ② 法人、委託者等の機密を漏らさないこと
- ③ 事業上の個人情報（申込者、参加者の個人情報等）のほか、委託者の不利益となる事項を漏らさないこと

（任 期）

第8条 事業スタッフの任期は、任命された事業終了までとする。

なお、事業終了とは、全ての精算が終了した時とする。

2 補欠のため、又は増員によって就任したスタッフの任期は、同条第1項とする。

（解 任）

第9条 事業スタッフが次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その事業スタッフに対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他事業スタッフとしてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第10条 事業スタッフは、携わる事業ごとに報酬を受けることができる。

2 事業スタッフには、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前1項及び2項に関し必要な事項は、理事会において定める。

4 職員が事業スタッフを兼ねている場合、勤務時間外に行った事業に対し、報酬及び費用弁償を受けることができる。この場合、理事長の承認を得るものとする。

（委 任）

第11条 この規則に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定めることができる。

（改 廃）

第12条 この規則を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。